

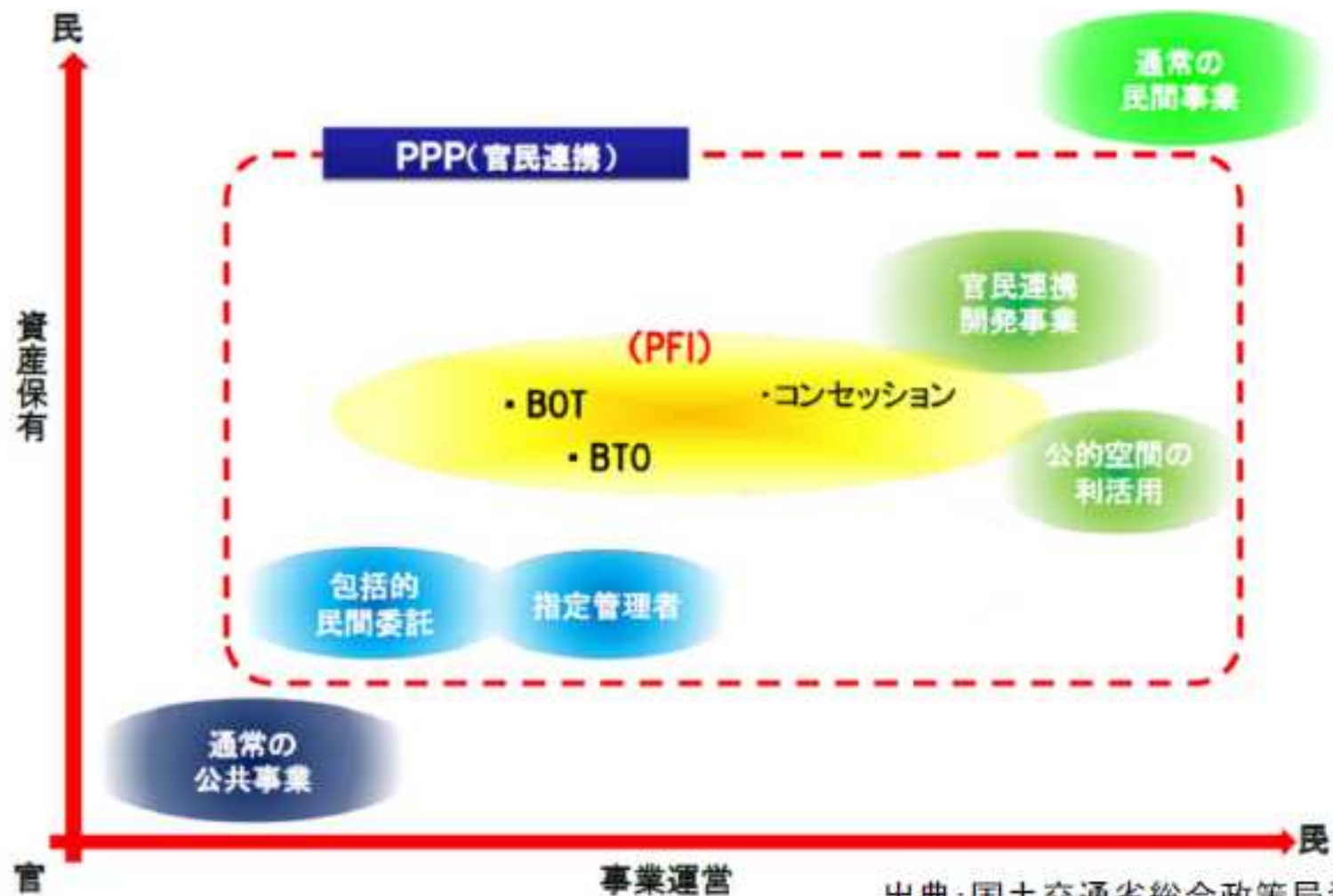
平成28年度の新たな取組について

PPP／PFI手法導入促進に向けた取組方針について

PPP(Public Private Partnership)とは

出典:内閣府資料

○ 行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るもの。



出典:国土交通省総合政策局資料

PPPとは

出典：内閣府資料

○ PPP事業は以下のような類型となっており、業務内容や資金調達の違いによって整理されています。

		設計・建設	管理・運営	期間中の所有	終了後の所有	資金調達	備考
包括的民間委託		公共 民間	公共 民間	公共	公共	公共	できるだけ多くの業務を一体的に民間に委ねる事業方式。
指定管理者制度		公共	民間	公共	公共	公共	公の施設について、利用料金徴収や使用許可等を含む管理・運営を民間事業者が実施する事業方式。
DBO		民間	民間	公共	公共	公共	Design-Build-Operateの略。民間に設計(Design)・建設(Build)／管理・運営(Operate)を一体的に委ねる一方、資金調達や工事発注、所有は公共が担う事業方式。
PFI	BTO	民間	民間	公共	公共	民間	Build-Transfer-Operateの略。民間事業者が施設等を建設し、施設完成直後に公共に所有権を移転し、民間事業者が管理・運営を行う事業方式。PFIでは民間事業者が資金調達を行う。
	BOT	民間	民間	民間	公共	民間	Build-Operate-Transferの略。民間事業者が施設等を建設し、管理・運営し、事業終了後に公共に施設所有権を移転する事業方式。
	BOO	民間	民間	民間	民間	民間	Build-Own-Operateの略。民間事業者が施設等を建設し、管理・運営し、事業終了時点で民間事業者が施設等を解体・撤去するなど所有権を移転しない事業方式。
	公共施設等 運営権 (コンセッション)	公共	民間	公共	公共	民間	利用料金の徴収を行う施設等について、民間事業者が公共から運営権を取得し、施設等の所有権を公共に残したまま、民間が経営を行う事業方式。
民営化		民間	民間	民間	民間	民間	公共は必要な許可等を行うのみで、事業のすべてを民間が担う事業方式。

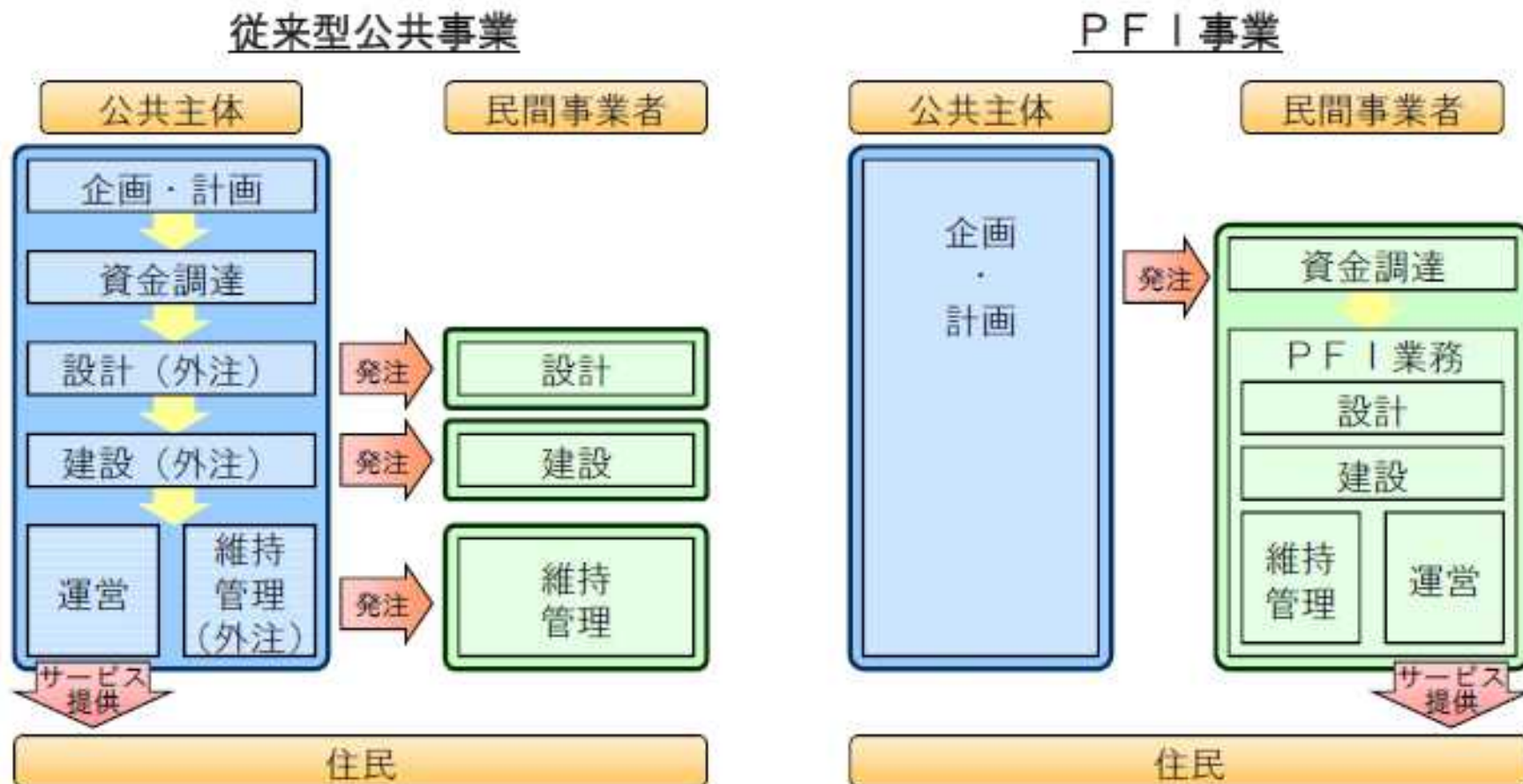
※「一地域経営の新しいパートナーシップ—PPPではじめる実践'地域再生'」(日本政策投資銀行企画チーム)より作成

PFIとは ～PFIの概要～

出典：内閣府資料

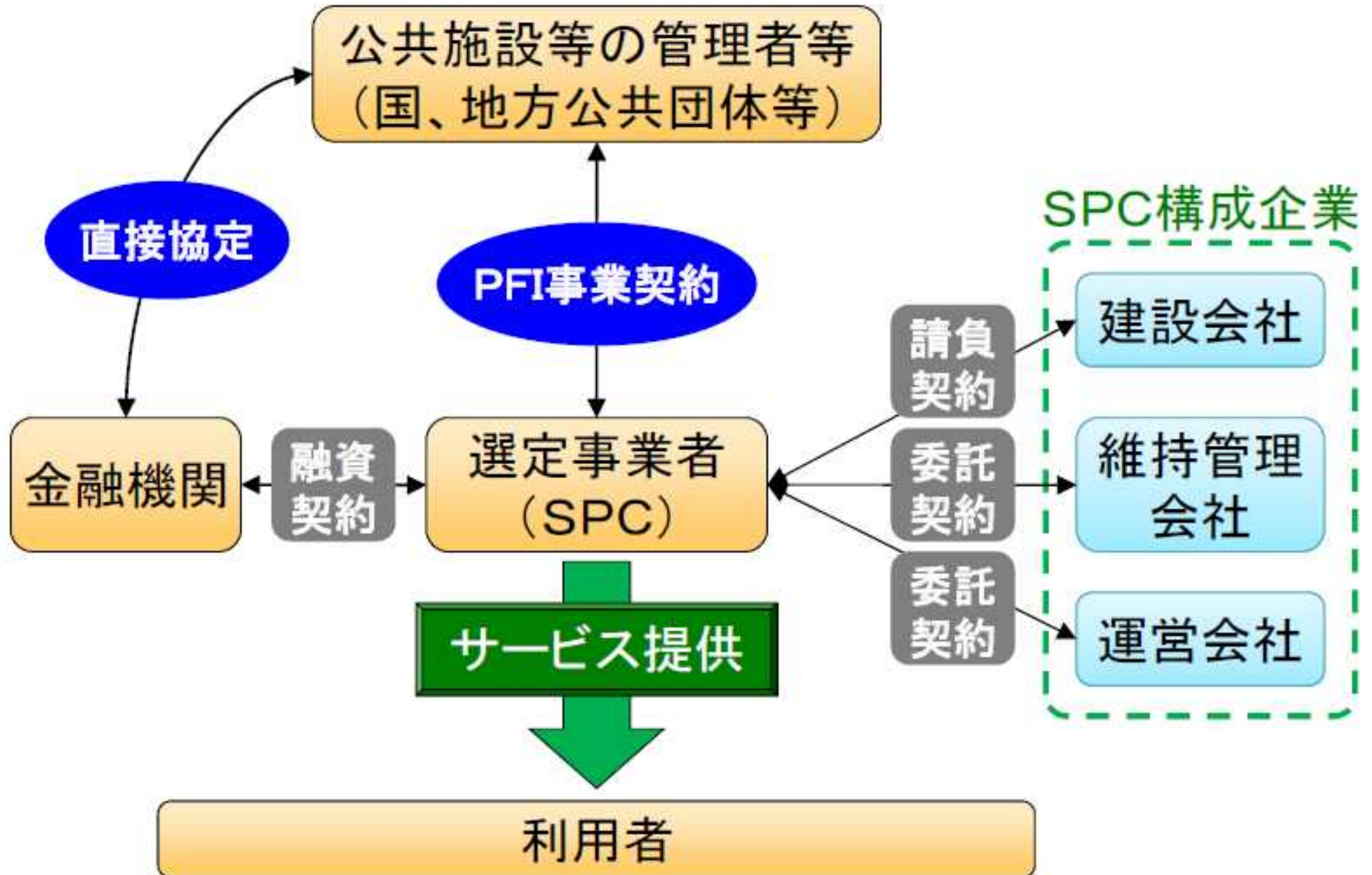
○ PFIとは、公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く、又は、同一価格でより上質のサービスを提供する手法。

■ 従来型公共事業とPFI事業の違い



PFIの一般的な事業スキーム

出典：内閣府資料



PFI事業の実施状況

出典：内閣府資料

分野別実施方針公表件数

(平成27年9月30日現在)

分野	事業主体別			合計
	国	地方	その他	
教育と文化(文教施設、文化施設等)	2	137	37	176
生活と福祉(福祉施設等)	0	22	0	22
健康と環境(医療施設、廃棄物処理施設、斎場等)	0	83	3	86
産業(観光施設、農業振興施設等)	0	14	0	14
まちづくり(道路、公園、下水道施設、港湾施設等)	10	71	0	81
安心(警察施設、消防施設、行刑施設等)	9	15	0	24
庁舎と宿舎(事務庁舎、公務員宿舎等)	41	12	4	57
その他(複合施設等)	7	44	0	51
合計	69	398	44	511

(注1) サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

一時期件数が伸び悩んだが、近年回復傾向

(参考)平成27年3月現在 489件
ピークはH14の47件

PFI事業の実施状況

出典:内閣府資料

都道府県別実施方針公表件数

(平成27年9月30日現在)

※括弧内は地方公共団体等の実施件数(内数)

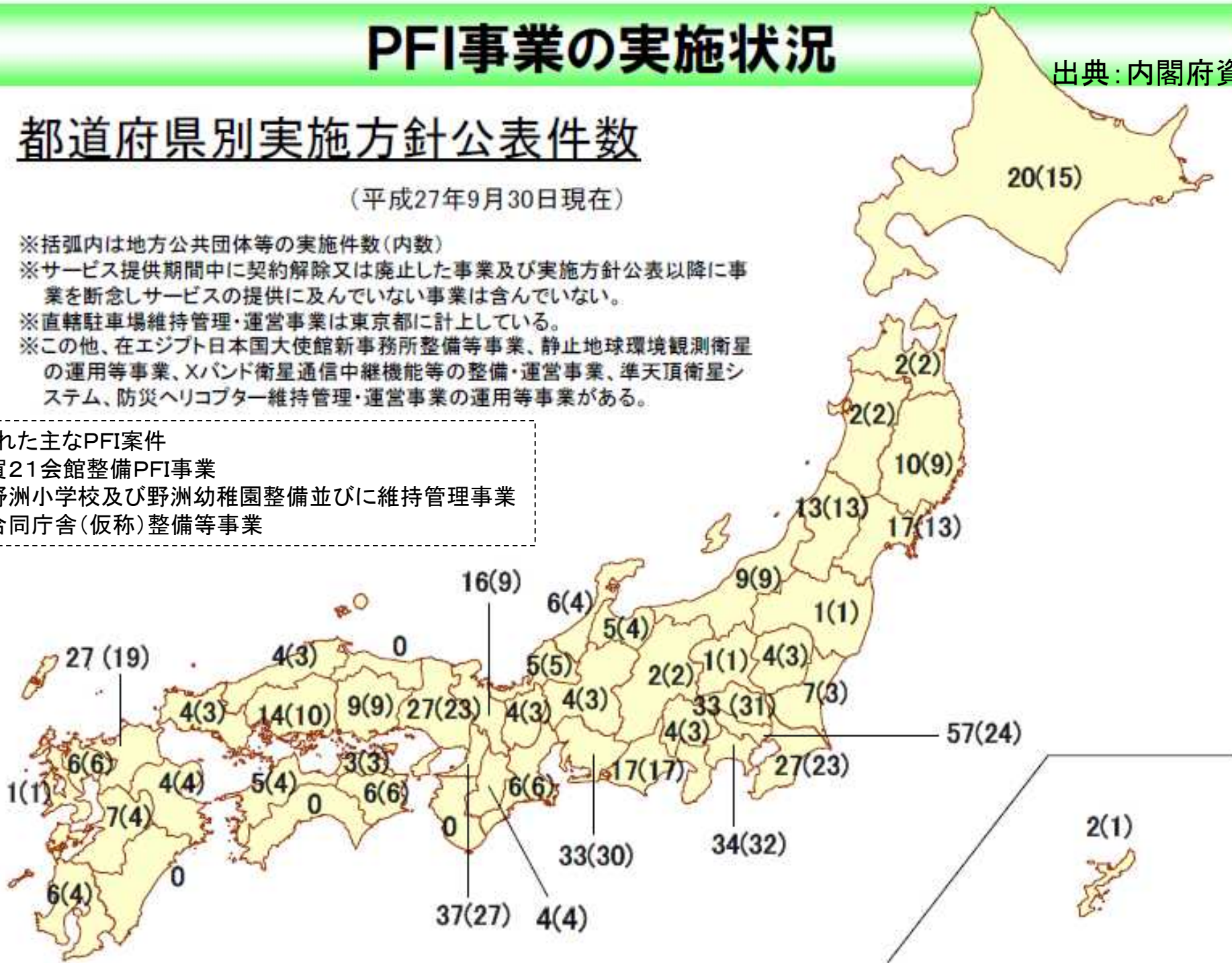
※サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

※直轄駐車場維持管理・運営事業は東京都に計上している。

※この他、在エジプト日本国大使館新事務所整備等事業、静止地球環境観測衛星の運用等事業、Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業、準天頂衛星システム、防災ヘリコプター維持管理・運営事業の運用等事業がある。

県内で行われた主なPFI案件

- ・(仮称)滋賀21会館整備PFI事業
- ・野洲町立野洲小学校及び野洲幼稚園整備並びに維持管理事業
- ・大津地方合同庁舎(仮称)整備等事業



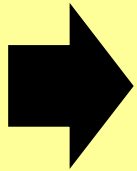
PFI手法導入のメリットとデメリット

<p>メリット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①安くて質の良い公共サービスが提供されること ②公共サービスの提供における行政の関わり方が改善されること ③民間の事業機会を新たに創り、経済の活性化に貢献すること
<p>①安くて質の良い公共サービスの提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> • PFI事業では、設計・建設・維持管理・運営といった業務を一括で発注し、“性能を満たしていれば細かな手法は問わない”性能発注方式を採用 • また、効率的な設計・施工・運営の実施、良好な競争環境の構築などを期待することができる • これらにより、民間のノウハウを幅広く活かすことができることから、安くて質の良い公共サービスの提供を実現することが可能
<p>②行政の関わり方の改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 施設の建設や維持管理など、現場での業務をゆだねることにより、行政は、自ら専ら担う必要性の高い分野へと選択的に人的資源を集中することができることとなり、公共部門全体における効率性の向上が期待される
<p>③民間事業機会の創出・経済活性化</p>	<ul style="list-style-type: none"> • PFI事業では、これまで行政が行ってきた業務へ民間が幅広く参加することになるため、民間にとっては新たな事業機会が創出されることになる
<p>デメリット</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 民間に幅広い業務を任せることになるので、行政がこれまで以上に民間の業務状況を把握して、管理や指導をしなければ、公共サービスの品質の低下を招く可能性がある • また、業務を任せる企業を選ぶ際には、価格だけでなく企業の持つノウハウや事業計画の内容についても評価しなければならないため、これまでと比べて事前の手続きに要する業務が増え、時間も必要となる

PPP/PFI推進に向けた課題

● 先行事例から明らかになった行政側の課題とその対応

- 【課題】
- ① 検討すべき事業手法や、事業手法の決定方法があいまい
 - ② 全庁的な事業手法の検討体制や推進体制が未整備
 - ③ PPP/PFIに関するノウハウが乏しい



今後、本県としても

- 対象事業や検討方法、選定基準等についての統一的な考え方やルール
- 全庁的な事業手法の検討体制やPPP/PFI事業の推進体制を整備するため、検討を進めて行く必要がある

トラブル事例と教訓

※出典：内閣府資料

<タラソ福岡(福岡市臨海工場余熱利用施設整備事業)>

(1) 概要

- ・温水プール中心の複合運動施設の整備・運営
- ・事業者提案の需要予測の5割程度の利用となり、経営破たん

(2) 原因

- ・事業者提案に対する公共の評価不足
- ・経営破たんした際に、公共が施設を買い取ることであり、金融機関の融資額が買い取り価格とされていたため、金融機関の監視が働かなかった

(3) 教訓

- ・事業者の提案の実現可能性について、客観的に評価することが必要
- ・金融機関の監視が働く計画とすることが必要

<近江八幡市民病院整備運営事業>

(1) 概要

- ・病院施設の整備・維持管理・運営業務の一部
- ・病院経営において当初見込みの収入を得られず赤字となり、契約解除に至った

(2) 原因

- ・需要の過大予測
- ・公共側の支払いが契約で一定額となっていた

(3) 教訓

- ・状況に応じて柔軟に契約内容・金額を設定することが必要
- ・利用者数に応じた料金設定等が必要

PPP／PFI手法導入促進に向けた基本的な考え方とスケジュール

<PPP／PFI手法導入促進に向けた基本的な考え方>

- 「行政経営方針」では、
「質の高い県民サービスを提供できる行政の確立」として、アウトソーシングやPPP／PFI等による民間活力の活用等を推進することが重要としている。
- 「公共施設等マネジメント基本方針」および「更新・改修方針」では、
整備費が一定規模以上の施設については、原則、PFI方式等の導入可能性の検討を行い、制度的な支障がなく、かつ、一定以上の効果が見込まれる場合は、その積極的な導入を図ることとしている。
- 国からの要請を踏まえた基本的な考え方
平成27年12月には、PPP／PFI手法の導入に係る優先的検討規程を定めるよう要請※があったことから、当該規程の整備に向け検討を進めることとする。

※ 人口20万人以上の地方公共団体においては、平成28年度末までに優先的検討規程を定めるよう要請。

優先的検討規程には、①明確に定めた対象事業、②客観的な基準による評価、③評価結果内容の公表について記載することが必要。

<スケジュール(予定)>

- | | |
|------------|---------------------------|
| 平成28年6月 | 優先的検討規程の対象施設等の検討 |
| 平成28年10月ごろ | 優先的検討規程(素案)作成 |
| 平成28年度末 | 「PPP／PFI手法導入に係る優先的検討規程」策定 |